



長野県報

7月16日(火)
平成25年
(2013年)
第2488号

目 次

告 示

| | |
|--|---|
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) | 1 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課) | 2 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) | 3 |

公 告

| | |
|-------------------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課) | 3 |
| 都市計画の変更及び都市計画案の縦覧(都市計画課) | 4 |
| 開発行為に関する工事の完了(5件)(建築指導課) | 4 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定(教学指導課) | 5 |
| 一般競争入札(信州の木振興課) | 5 |

告 示

長野県告示第398号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中野市大字間山字立道852の1、852の3、字建応1805の1、1805の4、1806、1807、1832から1834まで、字南向平858から861まで、862の1、862の2、863のイ、866、867の1、867の2、869、870、887、888、字横堰889の1、大字更科字間瀬場705のロ、708のロ、709、字背負出1125

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字立道852の1、852の3、字建応1805の1、1805の4、1806、1807、1832から1834まで、字南向平858、859・861(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、862の1、862の2、888、字横堰889の1、字間瀬場705のロ、708のロ、709

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第399号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字南條2362の1、2362の2、2371の1から2371の3まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第400号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穂字坪根1599のイ、1600のイの1、1600のイの2、字柄沢1648、1688の4、1689の5、大字夜間瀬字松ノ木936のロ、945の5、字宮前997のロ、999のロの1、999のロの2、1011のロ、1012のロ、1014のロ、字松長1407の2、1415、1416のロ、1421のロ、1424、1425の2、大字佐野字角間2128の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年7月16日

長野県飯田建設事務所長 山岸 劍

1 道路の種類 県道

2 路線名 上飯田線

3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------|--------|
| 飯田市座光寺3624番の13地先から 飯田市座光寺3571番の4地先まで | 旧 | 1.5 | 0.1291 |
| 飯田市座光寺3624番の13地先から 飯田市座光寺3531番地先まで | 新 | 7.4～9.4 | 0.1650 |
| 飯田市座光寺3624番の13地先から 飯田市座光寺3531番地先まで | 新 | 7.4～9.4 | 0.1650 |

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年7月16日

長野県千曲建設事務所長 萩野 厚

1 (1) 道路の種類 県道

2 (2) 路線名 大町麻績インター千曲線

3 (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|----------|--------|
| 千曲市大字新山字道平1303番の11地先から 千曲市大字扇平3773番の3地先まで | 旧 | 6.0～32.9 | 0.9330 |
| 同上 | 新 | 6.0～32.9 | 0.9330 |
| | | 8.0～23.8 | 0.7420 |

2 (1) 道路の種類 県道

2 (2) 路線名 大町麻績インター千曲線

2 (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|-----------|--------|
| 千曲市大字戸倉字鎮守1999番の8地先から 千曲市大字戸倉字上中町1755番の1地先まで | 旧 | 7.4～17.6 | 0.2900 |
| 同上 | 新 | 12.0～26.0 | 0.2900 |

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野上田線
 (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------------|--------------|
| 千曲市大字上山田字神戸902番の9地先から千曲市大字上山田字三本木776番の1地先まで | 旧 | m 7.8~13.5 | km 0.4500 |
| 同上 | 新 | m 9.8~18.1 | km 0.4500 |

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上室賀坂城停車場線
 (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|----------------|--------------|
| 埴科郡坂城町大字網掛字下モ田309番の1地先から埴科郡坂城町大字上五明763番の1地先まで | 旧 | m 6.3~11.0 | km 0.3100 |
| 同上 | 新 | m 10.5~16.2 | km 0.3100 |

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年7月16日

長野県須坂建設事務所長 塩入信一

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 豊野南志賀公園線
 3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------------|--------------|
| 上高井郡高山村大字中山字不動9番の1地先から上高井郡高山村大字中山字不動48番の1地先まで | 旧 | m 7.0~13.0 | km 0.5913 |
| | | m 7.0~84.8 | km 0.5076 |
| 同上 | 新 | m 7.0~84.8 | km 0.5076 |

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年7月16日

長野県飯田建設事務所長 山岸勧

- 1 路線名 米川飯田線
 2 供用を開始する区間
 飯田市千栄2981番の11地先から
 飯田市千栄2981番の6地先まで
 3 供用を開始する期日 平成25年7月16日

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年7月16日

長野県安曇野建設事務所長 油井均

- 1 路線名 有明大町線
 2 供用を開始する区間
 安曇野市穂高有明7345番の39地先から
 安曇野市穂高有明7350番の6地先まで
 3 供用を開始する期日 平成25年7月16日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
 平成25年6月28日
 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人松本市聴覚障害者社会参加支援協会
 3 代表者の氏名
 花村有利子
 4 主たる事務所の所在地
 松本市庄内一丁目6番13号
 5 定款に記載された目的
 この法人は、市民に聴覚障害者の生活と権利の制約に対する正しい理解を広め、聴覚障害者の福祉向上・社会参加・社会的自立を実現するために、聴覚障害問題に関する学習や事業を行い、社会及び聴覚障害者への啓発に寄与することを目的とする。